

議第 3 号

栃木県議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第 15 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 10 月 9 日

提出者	栃木県議会議員	白	石	資	隆
	同	中	島		宏
	同	野	澤	和	一
	同	大	貫		毅
	同	佐	藤	晴	彦
	同	横	田		誠
	同	小	池	篤	史
	同	湯	澤	英	之
	同	岡	部	光	子
	同	金	子	武	蔵
	同	塩	田	ひとし	
	同	渡	辺	幸	子
	同	阿	部	寿	一
	同	神	谷	幸	伸

栃木県議会議長 池 田 忠 様

栃木県議会規則第 号

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会会議規則（昭和37年栃木県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第118条関係）				別表（第118条関係）			
名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者	名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
略				略			
栃木県議会 情報公開審 査会	略	略	略	栃木県議会 情報公開審 査会	略	略	略
<u>議会あり方 検討会</u>	<u>議会のあり方に 関する調査及び 協議</u>	<u>会派から選出された議員</u>	<u>会長</u>				
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。